

児童扶養手当・
特別児童扶養手当
受給者の皆様

現況届の提出が必要です!

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は、引き続き受給の要件を満たしているかを確認するため、現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。期限内に現況届の提出がない場合は、12月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、届出がない場合、8月分以降の手当てが受けられなくなります。

受付日程	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月13日(月)~ 8月14日(火)	西原町役場 交流センター 会議室	9:00~11:15
児童扶養手当	8月15日(水)~ 8月22日(水) ※土・日を除く		13:30~16:30 ※時間厳守

8月初旬頃に対象者へ
ピンク色の封筒で通
知書を発送します。
必要書類等内容をよく
ご確認の上、手続きの
際にお持ちください。

※「母子及び父子家庭等
医療費助成」の現況届
も、同時に行います。



※上記手当を2つとも受給している方は、8月13日から22日までの期間で同時に届出ができます。
※受付時間を過ぎた場合受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

【お問い合わせ】 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

おき保
沖縄保育士情報

保育資格を お持ちの皆様へ

現在、西原町の公立保育所、認可保育園ともに保育士が不足しています。保育資格をお持ちの皆様、保育に興味のある皆様、ぜひ下記情報発信アプリ「おき保」にご登録をお願いします。

沖縄の保育を応援する
情報発信アプリ「おき保」
簡単ダウンロードはこちらから



お問い合わせ

沖縄県保育士・保育所総合支援センター
☎857-4001

日本語講師を 募集します



職 種 日本語業務嘱託員
業務内容 外国人研修生の日本語講師業務
資格要件 英語又はスペイン語の日常会話程度の能力を有する方
報 酬 時給1,620円
勤務期間 9月上旬~10月末
月~金・8時半~12時
履 歴 書 8月1日(水)~8月17日(金)までに所定の履歴書を自筆・写真貼付の上、教育総務課に1通提出してください。
問 合 せ 教育委員会 生涯学習課
☎945-5036

遮熱防水 外壁塗装

サンリフォーム沖縄
西原町字内間111-2
TEL.882-9155

西原町補助金制度 省エネ工事・最高20万円

お見積り無料

お気軽にお電話下さい!

☎0120-882-916



保育所保育料の見直し 9月分から保育料に変更のある方へ 通知を送付します。

保育料は…

- ・4月から8月分の保育料
⇒平成29年度の町民税額
- ・9月から3月分の保育料
⇒平成30年度の町民税額
に基づき算出されます。

住民税申告をお忘れなく!

- 世帯内に下記の方がいる場合、正しい保育料の認定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。
- ・平成30年1月2日以降に転入し、平成30年度所得課税証明書を未提出の方
 - ・平成29年中の収入につき未申告の方

父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(一定の収入以下となる)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。

● 保育料 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について ●

寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める寡婦(夫)控除が適用されませんが、保育料の算出においては寡婦(夫)控除があるものとみなして負担の軽減を図ります。

対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、公立保育所および認可保育園の保育料が発生(2-2階層以上)している方。原則平成29年12月31日現在の状況で確認します。
※詳細は下記までお問い合わせください。

申請期限(申請年度内に限る)
平成31年3月31日まで



お問い合わせ 福祉部 こども課 保育所係 ☎945-5311

西原町の 人権擁護委員です

お問い合わせ
総務部 総務課 広報係 ☎945-5011

近所とのトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、DVなど人権に関してお困りの方、お気軽にご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

新しく
人権擁護委員の
任につきました。



ごや まさのり
呉屋 正則



ごや かつじ
呉屋 勝司



よ な み ね ひ と し
與那嶺 等



い れ い キ ヨ
伊礼 キヨ



し む じ ひ ろ く に
下地 宏邦



か わ み つ
川満 ヤス子

6月まで頑張ってくださいました。
ありがとうございました。



に い じ ま さ と る
新島 悟



な か そ ね よ し み
仲宗根 好美

相続 遺言 お悩みではありませんか?



~専門家が解決方法をご提案します~
相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。
完全個室の相談ブースを完備していますので
ゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の相談は無料です!

きゃん 司法書士 事務所

代表司法書士 喜屋 武 力
与那原町字東浜23番地2(ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00~PM 6:00

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードか
「相続 遺言 きゃん」
で検索してアクセス